シートベルト ヘルメット の着用義務

原付

道路交通法の一部改正

道路交通法の一部が改正され、シートベルトの着用やミニバイク運転者のヘルメット着用などが義務づけられました。今回の改正は、増え続けている死亡事故を減少させるとともに〝車社会〟の新しい秩序づくりを目指すものです。主な改正点は次のとおりで、九月一日から段階的に施行されます。

運転者は必ず シートベルトを

ドライバーは、すべての道路でシートベルトの着用が義務づけられ、また助手席に座る人にもシートベルトを着用させてからでないと車を運転してはならないことになりました。

同時に後部座席に座る人に対してもシートベルトをさせるよう努めなければなりません。

▼着用義務の免除

・乗り降りのひんぱんなドライバー

・妊娠やケガをしている人、療養上または健康の保持上シートベルトをするのが適当でないドライバー

・体が非常に大きく、または小さいので適切にシートベルトを装着できないドライバー

・車をバックさせるとき

▼実施日　9月1日

▼違反した場合

・**高速道路**＝ドライバー本人が着用していないとき行政処分1点

・**一般道路**＝ドライバーの着用意識の向上した段階で行政処分点数の実施時期を定める。

空ぶかし等の 行為は禁止

ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはいけません。

▼実施日　9月1日

▼違反したとき

・行政処分点数　1点

初心者ライダーの 二人乗り禁止

自動二輪車の免許を取って一年未満の初心者ライダーの二人乗りはできなくなります。

▼実施日　9月1日

▼違反したとき

・行政処分点数　1点

・反則金　四千円

・罰　則　三万円以下の罰金

ミニバイクの右折 方法が変わる

ミニバイクは、次の道路で右折するときは自転車などと同じ方法で右折しなければならない。

①標識で右折方法が指定されている交差点

②片側三車線以上ある道路で信号機のある交差点

〈通行方法〉信号に従い左端を走り交差点の端を直進し、そこで車体の向きを変え停止し、進む方向信号の青で直進します。

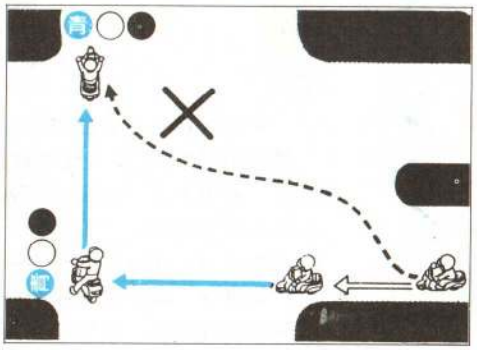

▼実施日　61年1月1日

▼違反したとき

・行政処分点数　1点

・反則金　二千円

・罰　則　一万円以下の罰金または科料

ミニバイクのライダーも ヘルメット着用義務

ミニバイク（50cc以下の原付）を運転する人は、必ずヘルメットをかぶらなければなりません。

実施日は来年の七月五日からですが、今日からでもヘルメットをかぶり身の安全を図りましょう。

▼違反したとき

・行政処分点数　一点

市長の対話ノート

若人の時期

No.115

今月十五日は成人式、十八日は国際青年年の集い、そして甲子園では高校野球の真最中でありますし、先月末には当市で全県中学総体と、まさに若人の季節です。

大人の「今の若者は」という批判めいた言葉をよく耳にすることがあります。批判はあって当たり前のこと、それよりも、批判する大人こそ過去だけにこだわり未来を予測できないと、逆に批判する力をもって欲しいものです。

ただ、一つだけいわせてもらえれば、若者は若者らしくあって欲しいと思います。

若者は当然未熟です。未熟故に成熟への道標があります。道標は一つだけではなく幾通りも、いや人様々といわれる程あります。そこで大切なことは、楽な道を選べばそれだけ経験という蓄積が少なくなり、軽薄な人格の形成となりかねません。

バランス感覚だけを求め（安易な妥協）、真の個性を失うだけ不幸な人生はありません。

それを培う時が若者の時代であり、青春であります。

失敗を恐れずに行動をしよう。ただし、衝動ではなく、考え選択した行動であり、結果に責任をもつということであります。さあ翔けよう、大志に向って。

備山健治郎